

港湾の開発、利用及び保全並びに 開発保全航路の開発に関する 基本方針

基本方針の位置付けと役割

「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下「基本方針」）」は、港湾法3条の2に基づき、交通体系の整備、国土の適正な利用及び均衡ある発展並びに国民の福祉の向上のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割を考慮して国土交通大臣が定めるものとされています。

基本方針は、国の港湾行政の指針として、ならびに港湾管理者が個別の港湾計画を定める際の指針として定められています。港湾管理者が港湾計画を策定する場合には、基本方針に適合するよう計画しなければならず、基本方針の変更を踏まえ、個別の港湾計画もそれに応じて順次策定されていくことになります。

基本方針の変更経緯

昭和49年に初めて基本方針が定められ、社会経済情勢等の変化を踏まえ港湾等に求められる役割に対応するよう数次にわたって変更を行ってきました。

当初は、①港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項、②港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項、③開発保全航路の配置その他開発に関する基本的な事項について定めることとされていました。その後、平成12年変更により、④港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に際し配慮すべき環境の保全に関する基本的な事項、⑤経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項が追加され、また、平成23年港湾法改正による港湾運営会社制度の導入を踏まえ、⑥民間の能力を活用した港湾の運営その他の港湾の効率的な運営に関する基本的な事項が追加され、現在、基本方針は6つの事項を定めることとされています。

平成26年度「基本方針」変更概要

平成26年5月港湾法改正の内容やインフラの維持管理・更新の取り組み等を踏まえ、平成26年12月に基本方針の変更を行いました。基本方針の変更にあたっては、交通政策審議会港湾分科会にて委員の方々のご審議、パブリックコメントにより広くご意見の

募集、関係行政機関に対する協議や港湾管理者への意見照会を経まして、告示に至りました。その背景や基本方針の本文等については国土交通省ホームページ*上で閲覧可能ですので、適宜ご参照いただければと思います。

今後は、新たな基本方針に基づきまして、国、港湾管理者、企業等が互いに連携しつつ、我が国産業競争力の強化、地域経済の活性化、老朽化対策、事前防災・減災対策等に取り組んで参ります。

平成26年度「基本方針」変更の主なポイント

国際コンテナ戦略港湾政策の深化と加速関連

- 基幹航路への新造大型船投入によるいわゆるカスケード効果の影響の注視
- 我が国に寄港する欧米基幹航路の維持・拡大の必要性
- 国・港湾管理者・民間の協働体制構築と課題への対応
- 港湾運営会社の財務基盤の強化
- 新たな貨物需要の創出に資するロジスティクス・ハブ機能強化
- コンテナターミナルにおける外内貿コンテナの一体的な取扱い

インフラの老朽化・長寿命化対策関連

- 港湾施設の戦略的維持管理・更新の取り組み

港湾における大規模地震・津波対策関連

- 燃油供給用民間係留施設の耐震改良の必要性
- 大規模地震対策施設に係る民有護岸等の改良促進
- 港湾における津波避難対策策定の促進

*国土交通省ホームページ「報道発表資料『港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針』の告示について」

http://www.mlit.go.jp/report/press/port01_hh_000161.html